

日英同盟締結に至る日本の国際的環境に関する史料調査	
古結 諒子	国際日本学専攻
期間	2008年1月29日～2月16日
場所	イギリス ロンドン郊外
施設	イギリス国立公文書館

海外調査研究の必要性と目的

本海外調査研究では、日清戦争から日英同盟締結期にわたる東アジアにおける日本外交の分析のため、当該期の日本の国際的環境に関する史料の閲覧と収集を、イギリス国立公文書館で行った。調査対象とした史料は、日本では所蔵されていないイギリス外交文書の一部と、外交に携わった政治家による個人文書の一部である。

報告者の主たる関心は、日清戦争（1894-95）を契機とした東アジアの国際関係の変化に伴う日本外交の役割である。日清戦争を契機とする国際関係の大きな変化としては、東アジアの伝統的システムであった華夷秩序の崩壊だけでなく¹、不平等条約体制の研究で列強の動揺という側面が指摘されている²。戦時中、列強各国は交戦国の日清双方に対して活発な外交活動を展開し、戦後にロシア、ドイツ、フランス三国が、講和条約の要求に含まれていた遼東半島の返還を日本に勧告する。従来列強内で主導的役割を果たしていたイギリスがこの勧告への不参加を表明し、戦後の「中国分割」で数カ国の一国へと転じたことは、戦争を契機とした東アジアにおける国際関係の変化を示す。報告者は、このような列強側の動揺に影響を与えた日本外交の解明に関心があり、目下作成中の論文では、三国干渉に至る日本外交の実証に焦点を当てている。その分析には、日英双方の外交文書を史料として用いている。なぜなら、日本国内の史料に依拠して日本外交を論じると、日本が列強に及ぼした影響そのものを実証することが極めて困難である。その上、列強が行った活発な外交活動を意識することで列強の監視下で行われた日本外交としての脚色が強くなり、かえって日本の主体的行動が見えにくいという問題を抱える。この問題を克服するためには、国内政治の延長線上だけではなく、外とのかかわりの中から日本外交を導き出

す試みが必要であると考えた。そこで、19世紀末の東アジアで不平等条約体制を守る形で列強内でも影響力を有し、日本が外交を行う上で常に意識しなければならない存在であったイギリスを、当時の日本外交を明らかにする分析軸として選択した。

三国干渉をひとつのターニングポイントとして日英双方の外交文書を用いながら日本外交の分析を試みた結果、列強内におけるイギリスの地位の低下が露呈し、その動揺は日本にとって大変有利な状況を生み出し、日本はこの状況を上手く生かしつつ戦時外交を行っていたと考えるに至った。現在も引き続き分析を行っている。ただし、ここで大きく2つの問題点を指摘できる。

まず、時期区分の問題である。三国干渉をターニングポイントとする時期区分は、イギリスの動揺に留意することは可能であっても、日清戦争を契機とした列強による共同体制の崩壊という大きな枠組みの変化そのものの中で日本外交を論証するには至っていない。東アジアにおける国際関係の変化とともに日本外交を捉えるためには、三国干渉後に中国で行われたドイツによる膠州湾租借、ロシアによる旅順・大連租借、イギリスによる威海衛租借といった動向をも視野に入れる必要がある。なかでも、日清戦争中に生じた列強内におけるイギリスの影響力低下の露呈は、東アジアにおけるイギリスの凋落を意味し、同時に、後の1902年に締結された日英同盟の再評価にもかかわる問題である。よって、列強の共同体制の崩壊を捉えるには、先の日英同盟を意識する必要があると考えた。そこで今回の海外調査研究では、従来の問題関心である日清戦争にとどまらず、日英同盟の締結を一つの指標として、日清戦後から日英同盟締結にいたる1895年から1902年前後という時期区分のもとで、史料調査を行うことにした。日英同盟については日露戦争との関係を

探るアプローチで研究が行われているが、自身の問題関心が日清戦争であるため、逆に日清戦争後の東アジアにおける列強の動向を示す一事件として位置づけなおしたのである。

次に、史料の問題である。当該期の主な日本側史料としては、外務省所蔵の「外務省記録」や、国会図書館の憲政資料室にある政治家の個人文書を挙げられる。日本が他国と行った外交交渉の内容は、「外務省記録」から導き出すことが可能である。さらに個人文書は、交渉の場では表れることのない国内における外交政策決定過程の詳細や、交渉を行った当事者たちの本音を提供するという点で、大変優れている。双方が揃うことにより、いかなる本意のもとで日本は外交交渉に臨んだのか、という実像に迫ることができる。いっぽうイギリス側史料としては、東洋文庫や大学図書館をはじめとする各研究機関が所蔵するイギリス外交文書を挙げられる。しかし、これらは日本や中国に特化した形で収集されており、それ以外の国について等閑視するという問題を抱える。さらに個人文書に至っては、日本で閲覧することができない。従来の研究で用いたイギリス外交文書からは、イギリスの対日姿勢を明らかにし得るものの、イギリスの本意を探ることが大変困難であった。日本国内にある史料だけでイギリスの立場を説明するには説得力に欠け、実際に日本が置かれた状況を示すにあたり限界を感じていたのである。この点を補うために、イギリス側でも外交当事者達の私的な記録を確認する必要があると考えた。そこで今回の史料調査では、日本で所蔵されていないイギリス外交文書の一部はもとより、個人文書にも焦点をあてて史料調査を行うことにした。

海外調査研究の成果

調査を行った場所は、イギリス国立公文書館(The National Archives of the UK)である。ここには、各行政機関の史料が保管されている。渡航前に、史料館ホームページにある検索システムで、調査対象とする史料に目星をつけた。対象となった外交文書はForeign OfficeのFOとして分類されている。外相や外務次官は国外の大使館、公使館また領事館との間で文書を往復させるが、これと並行して非公式の形でプライベートに通信を行う。これを集めたものが個人文書としてFO800(Foreign Office, Private Offices: Various Ministers' and Officials' Papers)に収集されている。本来、政治家の個人文書は国立公文書館に限らずイギリスの各大学図書館にも保管されているが、調査対象が主にイギリス外交文書であることと、史料館に慣れて史料の特

性を掴むことも重要であると考え、滞在期間中の調査を国立公文書館に絞った。目録がある史料については自分の研究テーマと関連するものを選択してデジタルカメラによる撮影をおこなった。収集した史料が膨大な量となったため整理や分析を行っている最中であるが、以下、その一部を研究と関連させながら紹介したい。

FO800/1と2は、当時外務次官を努めていたサンダーソン(Baron Sanderson)の関係文書である。日清戦争および、戦後の中国におけるドイツやロシアの動向に言及した書翰を含む。この中で注目すべき史料として、日清講和条約案の第6条に対して注意を喚起する首相ローズベリ(Earl of Rosebery)の書翰を挙げられる。休戦条約の締結を経た後の1895年4月1日の下関講和会議で、日本は清に講和条約案を提示した。イギリスでは講和内容が新聞紙上で公となる。講和条約案の主な内容は、清による朝鮮独立の承認、台湾及び澎湖諸島と遼東半島の領土割譲、庫平銀3億両の軍費賠償金(後に2億両に減額)、通商規定の要求としては、在清国製造業従事権、新規開港や開市、内水面航行権であった³。このうち、通商規定の要求が講和条約の第6条に相当する。ローズベリ首相はサンダーソンへの書翰で、第6条が長年において得た情報の中で最も重要なものの一つであることを指摘し、この条項から見出せる日本の意図、中国の劇的な変化、イギリスを含む列強の立場について述べている。

第6条の通商規定に関する史料は、グレイ(Sir Edward Grey)の個人文書にも存在した。日清戦争から日英同盟締結当時、彼は外務省で政務次官を勤めていた。番号FO800/35-39が1892年から95年にあたり、その中に講和要求の通商規定に関して商務省が作成した覚書があった。第6条の通商規定がイギリスに利益をもたらすものの、軍費賠償金が最も重大な通商的損失であることを指摘するこの覚書は、日本国内で所蔵されているイギリス外交文書でも閲覧できる。今回、再びグレイの文書群の中で確認し、覚書が外務省内で重要な史料であったことを認識した。これら文書は、通商規定に危機意識を持ったイギリスの反応を示し、下関講和条約が持った影響力の大きさを物語る。

ラッセルス関係文書(Sir Frank Lascelles, FO800/6-20)では、通商規定のみならず土地割譲を含む講和条件全体に関する外交当局者たちの私見を確認できた。文書はドイツ、ロシア、中国、日本といった国や、年代によって番号に分けられている。日本に関係する書翰はロシア、ドイツ、アメリカに分別された史料群にも多数存在した。先述の通り、イギリス政府は三国

干渉当時にロシアによる勧告参加の依頼を断った。勧告の不参加を決めたイギリス外相キンバレー（Earl of Kimberley）に対し、当時駐露大使を務めていたラッセルスは、遼東半島を断念すべきことを日本に勧告するよう意見具申を行った重要な人物である。彼の意見具申は今まで日本国内で所蔵されているイギリス外交文書で確認できたが、今回の調査によって、FO800/16から17にかけて、意見具申を行った背景を示す書翰にあたることができた。さらに、キンバレー外相がラッセルスに宛てた書翰では、イギリス政府が遼東半島よりもむしろ日本の台湾割譲を受け入れられないことを吐露していた。この事実は、外交文書上では他国の大使がイギリス側の本音として指摘することがあったものの、イギリス自ら口にするのがなかった内容である。台湾割譲に不服を抱いていたイギリスが講和条件について勧告を行わず、一方のロシア、ドイツ、フランス三国が遼東半島割譲に関する対日勧告を行ったという事実は、非常に興味深い。列強各国を動かすことによって自ら仲裁を試みようとした戦時中の積極的なイギリスの姿勢とは異なり、対照的である。いっぽう、三国から勧告を受けた日本は、その善後策として列強による合同会議での勧告の処理を考えるものの、再考の結果、イギリスが台湾問題を持ち出すことを考慮して、合同会議の案を撤回した経緯がある。日本側動向と今回の史料をつき合わせて考えると、表向きイギリス不参加のままに勧告の処理を試みた日本は、的確な情勢判断を行っていたことを示す。従来、研究で用いていたイギリス外交文書では、日本が提示した講和条約案に対するイギリスの発言が少なかったため研究の行き詰まりを感じていた。今回の調査で得た史料は、下関講和条約に対するイギリスの反応をより具体的に導き出す可能性を広げたとと言えるであろう。

ラッセルス関係文書の特色は、日清戦争から戦後に至るまで、長いスパンをカバーしている点である。日清戦争で戦勝国となった日本は、清国が賠償金を支払い終えるまでの担保として、1898年まで威海衛を占領する。同年4月1日、イギリスは日本に対して撤退後に威海衛を租借する同意を得たい旨を申し出て、翌2日、小村寿太郎外務次官と駐日英公使は、日本政府が同意を示す回答を手交する⁴。サンダーソンへの書翰によれば、駐独英大使となったラッセルスはイギリスの申し出に対する日本側回答に関心を寄せ、個人的には回答を得る前から日本側同意を予想していた。このイギリスの威海衛租借だけでなく、同関係文書はドイツが行った膠州湾租借、それに続いて起ったロシアによる旅順口および大連湾租借に関する他国大使との

意見交換を報告する手紙、北清事変当時の列強各国の出兵、日英同盟締結に関する史料をも含む。駐独大使である彼の立場から見た当時の日本像が、中国、ドイツ、ロシアといった国との関係の中で表れている。ここから、戦前に比べて戦後の中国問題では日本の発言や動向がより一層注目されていたことを看取できる。さらに、イギリスに対する各国大使の発言力の増加も見逃せない。日清戦争を契機として列強の側から東アジア問題に関わろうとするようになった日本の国際的立場や、列強の相互関係の変化を知る史料として、ラッセルス関係文書は大変利用価値が高いと言えよう。

同じく日清戦後の東アジア情勢を示す重要な文書として、1901年から1905年まで外相を務めたランズダウン閣僚文書（FO800/115-146, Marquess of Lansdowne）を挙げられる。ランズダウンは日英同盟締結時に外相を務めたばかりあり、この史料群は中国における日本や列強の様子にとどまらず、日英同盟締結の交渉時に駐英林董公使と交わした多くの書翰を含む。日清戦争当時をカバーするラッセルス関係文書とは異なり、この文書だけで日本の国際的立場の変化を追うことは難しい。ただし、先の史料群と対を成す書翰を含み、外交文書には表れない水面下で行われた日英同盟交渉部分の情報を提供するため、当時の日本の状況を捉える上では十分な史料の価値を有する。

個人文書だけでなく、その他の外交文書の調査も行った。FO881（Foreign Office: Confidential Print）の7363は、1900年当時における極東の軍事状況の報告書である。外務省で極秘として扱われたこの報告書は、中国におけるドイツ、ロシア、フランスといった列強各国や日本の軍備状況を、日清戦争当時と比較しながら述べている。さらには、ロシアとの戦争になった場合に予想される中韓両国沿岸部における日本の作戦にも言及している。

1900年の段階で既に日露の衝突が意識されていたことは、FO64（Foreign Office and predecessor: Political and Other Departments: General Correspondence before 1906, Prussia）内でも確認できた。これはドイツに関する往復文書である。1898年から1902年にかけてドイツはイギリスに独墺伊三国同盟への参加を呼びかけており、番号1655の史料は日露の軍事衝突を意識した上で、英独両国が三国同盟に関する外交交渉を行っていたことを示す。ドイツがイギリスに三国同盟への参加を持ちかけた時期は、日本で日英同盟に関する話し合いが持ち上がった時期と重なる。日英同盟はドイツによる日英独三国同盟の提唱が発端となったものの、

日独、英独の交渉経過を含めて論じられることが少ない。この史料は日英同盟交渉における英独交渉に関するものであり、これを踏まえて日英同盟を考えるとどうなるのか、その中で当時の日本はどのような役割を果たしたのか、今後も検討が必要である。ただし、少なくとも1900年には、日本側の意向はともかく、各国が外交交渉の場で日本とロシアの衝突を憂慮する新しい東アジア情勢となっていたことを理解できる。これは、日清戦後のいつ頃を転機として生じた情勢なのか、今回調査を行った史料をもとに考察を試みたい。

今後の展望

本海外調査で得た史料は、従来用いていたイギリス外交文書だけでは説明が難しかったイギリス側立場を示す史料として、目下作成中の論文で用いる予定である。作成中である論文は、三国干渉を東アジアにおける列強の動揺を示す一事件と位置づけ、日清開戦から三国干渉に至る日本外交の解明に焦点を当てている。これは、博士論文の一部となる予定である。作成中の論文が一段落した後は、研究結果をもとに、中国における列強の利権獲得競争と連動させながら日本外交を論じることを視野に入れている。研究対象範囲を日清戦争だけでなく戦後へと広げることにより、戦争を契機として列強の協調から瓦解へと移り変わる東アジアにおける国際関係の大きな変動を明示できるであろう。列強の協調が崩壊すると同時に露呈するイギリスの求心力の低下は、後の日英同盟締結の歴史的意義の再考にかかわる問題でもある。そのため、これに留意しながら日清戦後の大きな変動に日本がどのような役割を果たしたのかを明らかにしたい。

本調査結果により得られた史料は現在の研究だけでなく、今後研究を発展させる上で非常に役立つことは言うまでもない。従来日本国内で用いた史料と調査結果により得た史料の双方を付き合わせることを可能にしたため、報告者に新たな研究視点を提供する大きな収穫であったと言える。今後も収集した史料をもとに研究を積み重ねたい。

注

1. 濱下武志「東アジア史のなかの日清戦争」（東アジア近代史学会編『日清戦争と東アジア世界の変容』上巻、ゆまに書房、1997年）。
2. 小風秀雅編『近代日本と国際社会』（放送大学教育振興会、2004年、116—121頁）を参照。
3. 『日本外交文書』28巻2、1078。在清国製造業従事権とは、日本国民は清国において各種の製造業に従事し、各種の機械類を輸入することができ、清国で製造した品物は、免税、倉入などで輸入品と同様の取り扱いをうける資本輸出の要求である。原敬通商局長が作成した意見書が下地となった。4月1日で要求した開港開市は、北京、沙市、湘潭県、重慶府、梧州府、蘇州府、杭州府であり、内水面航行権は、宜昌—重慶間、洞庭湖—湘潭県、広東—梧州間、上海—蘇州—杭州間であった。これは主に小村寿太郎政務局長の意見書が下地となったとされている。講和条件の通商規定に関する詳細は、中塚明『日清戦争の研究』（青木書店、1968年、279頁）や、堀口修「下関講和談判における日本の通商要求について」（『中央史学』第2号、1979年）を参照。
4. 『日本外交文書』31巻1、367、371。

こけつ さとこ／お茶の水女子大学大学院 国際学日本学専攻

【指導教員のコメント】

本学生のテーマは、従来日本史の分脈で分析されてきた日清戦争の世界史的意味を、イギリスの外交政策との関係から再検討しようとするところにある。

このテーマは、イギリスの視点からも日本の視点からも実証的研究がほとんどなされておらず、本学生の研究は、そのまま日本とイギリスにおいて、新しい成果として評価されるであろう。

さらに、従来の日英外交関係史において利用されてきたイギリス外交文書にとどまらず、今回の資料調査によって、個人資料を含む新資料を発掘したことは、今後の近代日本外交史研究にあたらしい段階を画するものとなるだろう。

こうした資料調査の必要性については、かねてから助言してきたところであるが、今回の助成によってそれが実現したことは実にタイムリーであり、本人にとっても次のステップにジャンプする好機となると思われる。まことに実り豊かな調査であった。

（人間文化創成科学研究科 教授 小風 秀雅）